

## 議第233号

### 滋賀県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県留置施設視察委員会条例（平成19年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に改める。

第2条第1項中「委員会の」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。